弁護士会等の役員等として負担した支出と 事業所得における必要経費該当性

研究部 Bチーム

井藤 哉 加藤充弘 坂浦健太郎 妹尾明宏

田畑智美 濱田和希 渡邊和紀

はじめに

近時、弁護士業、司法書士業、不動産鑑定士業、税理士業など、いわゆる士業における必要経費については、裁判例が相次ぎ、関係者の関心を集めている。そこで、今年度の研究部では、「弁護士会等の役員等として負担した支出と事業所得における必要経費該当性」が争われた事件をテーマに取り上げ研究を行い、その発表の場としてディベートや認定研修等を行ってきた。

本件を題材に研究を進めていく過程で、必要経費としての意義、その要件、さらには学説としての必要経費概念などを考えることとなった。

本稿においては、今年度の研究部における活動の集大成として、まず、第1部において必要経費の具体的範囲を、その意義、必要経費の歴史的変遷を順に見ていき、過去の必要経費に関する判例等において、度々言及されてきた業務との直接性要件について所得税法37条を紐解きながら検討する。また、実際の家事費に関する判例等を挙げ再確認するとともに、法人税法と所得税法との比較を行うことによって、それぞれが捉える支出の損金性の違いを考察する。

第2部では、第1部における必要経費の具体的範囲の検討をもとに、東京高裁平成24年9月19日判決(TAINS Z888-1685。以下「高裁判決」という。)と、東京地裁平成23年8月9日判決(TAINS Z888-1602。以下「地裁判決」という。)を概観し、各判決の判断の過程ないし各支出を、個別具体的に検討する。

第1部 必要経費の具体的範囲の検討

I. 所得概念からみた必要経費

1. 必要経費の意義

所得税における必要経費とは、収入金額を獲得するために必要な支出であり、課税所得の計算上、収入金額から控除される。必要経費の控除を認めることは、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることになり、また、担税力に即した公平な課税の実現に寄与している。以下、まずは所得概念を確認したうえで、必要経費のあり方を考察する。

2. 純資産増加説と所得源泉説

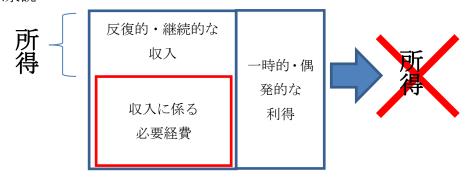
所得とは何か、つまり「所得概念」については法律には定義されていない。所得税法 等においては所得計算を規定するのみである。所得概念をどのように捉えるかにより、 必要経費の該当性も変化する。

我が国における所得税法は明治 20 年に導入され、シャウプ勧告に基づく昭和 25 年の 抜本的な改正をはじめ、幾多の改正を経て今日に至っている。導入当時は所得源泉説に よる制限的な所得概念に基づいていたといえる。そして、現在の所得税法は、純資産増 加説による、いわゆる包括的所得概念に基づいて課税していると考えられる。

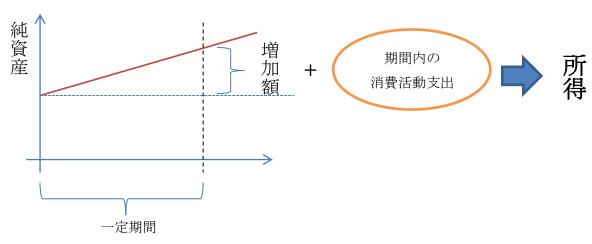
所得源泉説における「所得」とは、経済的利得のうち反復的、継続的に生じる収入から必要経費を控除したものであり、一時的、偶発的な利得は所得に含まれない。この所得源泉説によれば、必要経費とは源泉性のある所得の獲得に要した費用となる。

他方、純資産増加説における「所得」とは、一定期間における純資産の増加額に、消費活動による支出を加算したものである。利得の源泉性を問わず、不法な利得すら課税の対象として捕捉される。ただし、理論上は未実現利益についても課税されるべきであるが、その捕捉及び評価が困難である等の問題も包含している。つまり、一時所得や譲渡所得について課税する現在の日本の所得税は、純資産増加説によるものの、完全に同説を実現できてはいないといえよう。

●所得源泉説



●純資産増加説



3. 純資産増加説における必要経費

前記(I2)のとおり、現代の日本の所得税は純資産増加説によると考えられるが、 この純資産増加説において、必要経費はどのような位置付け、役割を果たしているのだ ろうか。

一定期間中における純資産の増加額に消費活動の支出を加算したものが所得となる ため、消費活動支出ではない必要経費は、純資産の減少要因となるものである。

Ⅱ. 所得税法における必要経費の変遷

1. 明治・大正

明治 20 年に、我が国最初の所得税法が創設された。所得については、収入金額から 控除するものはなく、収入金額をもって所得金額とされており、「必要経費」という文 言を使用せず、現在でいう必要経費を例示している。

その後、明治32年の所得税法改正で、従来、個人の所得に対してのみ課税されてい

た所得税を法人の所得に対しても課税することとなった。また、公社債の利子については支払を受けるべき金額をもって所得とし、必要経費の概念を認めなかった。事業所得等については、所得税法4条で、「総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル予算年額ニ依ル」とされ、はじめて包括的な必要経費の概念が採用された。

しかし、法律自体は必要経費の内容をそれ以上明らかにすることはせず、必要経費該 当性を判断する必要があった。さらに、家事上の費用及びこれと関連する費用は控除を 認めないとする「家事費排除」が明確にされた。

この改正では、必要経費の範囲は狭く解されており、家賃収入の基因となる家屋などの固定資産を取得するための借入金の支払利子、当該損害保険料、減価償却費の必要経費性が否認されていた。必要経費とは、所得と直接因果関係を有するもので債務の確定したものと解されていたのである。大正9年の所得税法の全文改正で必要経費の範囲が定められ、昭和に入っても、必要経費に関する改正はなかった。

2. 昭和前期

昭和 15 年の改正で、支払った所得税が必要経費に算入されないことが規定されたほか、収入を得るために必要な負債利子が必要経費に算入されるようになった。この時点では、必要経費に関する規定は、明治 32 年より維持されてきたが、税務執行面で必要経費の解釈に変遷があり、昭和に入ってから、火災等により滅失した商品の原価、売掛金等の貸倒損失、減価償却費などの控除を認める旨の取扱いが示され、必要経費の範囲は拡大されてきた。

戦後の昭和22年の改正では、所得税の確定手続として申告納税制度が採用されたが、 必要経費に関しては変化がなく、昭和25年の改正で棚卸資産の評価方法について選択 適用が採用された。また、青色申告制度の採用に伴い、青色申告の特典として、貸倒準 備金の必要経費算入が認められた。また、損害保険料、固定資産の減価償却費を必要経 費に算入する旨を明示するとともに源泉徴収加算税額、重加算税額、延滞加算税額、所 得税・富裕税、市町村民税を必要経費に算入しないものとした。

その後、昭和27年には青色事業専従者給与の創設、昭和34年には繰延資産の償却額の必要経費算入の追加、昭和36年には白色申告者の事業専従者控除の創設等、徐々に必要経費の範囲は拡大されていった。そして、昭和37年の改正では、事業用の固定資

産その他これに準ずるものとして政令で定めるものの損失を必要経費とする旨を定めた。これを受けて、事業用の固定資産の取り壊し、除却、滅失その他の事由による損失の金額を必要経費に算入することとされた。また、被災事業用資産の損失に該当する場合には、3年間の繰越控除を認めることとされた。

戦前は、明治 32 年に制定された必要経費に関する規定の骨子は、その後のいくつもの改正にもかかわらず、一部の手直しがあっただけで、ほとんど当初の内容のまま維持され続けたが、執行の面で必要経費の範囲が明確化・拡大されていった点が特徴的である。これに対し、戦後は、昭和 25 年の改正以降、必要経費の範囲が法文上明確化・拡大されていき、戦前は必要経費と認められなかった事業用固定資産の除却損等の資産損失について必要経費としての控除が認められるなど、純資産増加説的な考え方が採用された点が特徴的である。

3. 昭和後期

現行の所得税法は、昭和 40 年に全文改正されている。それ以前の所得税法の必要経費の考え方は、費用収益対応の原則によって貫かれていたが、法人税法における所得計算との兼ね合いから、この原則が徹底されていないのが現実の姿であった。

そこで、昭和 40 年全文改正においては、費用収益対応の原則のほかに、期間対応の原則を取り入れ、その実情に即応させることとし、不動産所得の金額、事業所得の金額または雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、原則として①その総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額と②その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用であることとし、さらに、償却費以外の費用で、その年において債務の確定しない任意の引当金への繰入額等は必要経費に算入できないことが明らかにされた。

すなわち、旧所得税法下では、事業所得等の計算上総収入金額から控除される必要な 経費とは、仕入品の原価、固定資産の減価償却費、使用人の給与等、総収入金額を得る ために必要なものと規定されていたが、このような規定の仕方では、直接収入に対応し ない一般管理費等の期間対応の費用が必要経費になるかどうか条文上、明確でなかった ため、昭和40年全文改正により必要経費の意義を明らかにした。

そして、所得税法37条1項の定め方は、事業所得に関する限り、法人税法22条3項

1号及び2号に対応しており、その考え方も、ほぼ法人税法に一致しているとみることができる。また、損失の取扱いについては、条文上、所得税法37条1項に明示されていないので、「別段の定め」に譲り、一定のものを定めていると見ることができる。

販売費・一般管理費等の費用について、「償却費以外の債務の確定しない費用を除く」と定めることにより、いわゆる「債務確定主義」が明示された。故意又は重大過失によらない業務上の損害賠償金の必要経費算入が明確化され、これは、純資産増加説的な考え方に立った規定と見ることができる。事業所得の「事業」に係る所得に関する限り、その必要経費概念をできるだけ法人税の損金概念に近づける考え方が見受けられ、現在では、所得税法の必要経費と法人税法の損金に関する通則的規定がこのように統一的に定められるようになった。

Ⅲ. 直接性と間接性の検討

1. 必要経費の要件

我が国の所得税法上における所得の計算方法は、端的に示すと、

収入 - 経費(必要経費) = 所得

と表せる。

上記算式において、収入の確定はさほど難しいものではない。一方、経費(必要経費)に該当するかどうかについては、①必要経費には原価等、事業を行う上で直接(個別)対応関係にあるものと、販売管理費の様に、間接(期間)対応関係にあるものが存在すること。②個人事業者の支出には、事業に係るものと家事に係るものとの区別が明確にしてい費用が存在すること等の理由により、判断を難しくする場合がある。

特に販売管理費関連の支出については、どこまでが必要経費となり、どこまでが家事費になるのかの判別において、明確な一線を引くことは難しい。そこで、販売管理費等の期間対応経費について、必要経費となる要件について考察する。

2. 所得税法第37条第1項における直接性

(1) 条文

必要経費は、所得税法37条に規定されている。その内容を要約すると、以下の3項

目に分類される。

	条 文	内 容
1	別段の定めがあるもの	別途政令において定められているもの。 所得税法 45 条に規定する「家事関連費 等」、所得税法施行令 96 条等が該当す る。
2	売上原価その他当該総収入金額を得 るため直接要した費用の額	収入と直接関係にある個別対応の費用。 条文にも「直接」要件を明示している。
3	その年における販売費、一般管理費 その他これらの所得を生ずべき業務 について生じた費用の額	いわゆる期間対応の費用。条文に「直接」 要件は明示していない。 代わりに「業務について」という記載は ある。

①から③までの内、「直接」という文言は②にしか明示されていない。そこで、③の 内容にも直接性が要求されるのかが問題となる。条文上は、②のみ直接性があり、③に ついて直接性は要求していないと解せる。

(2) 判決

一方、過去の判決では必要経費の解釈について、上記(1)②及び③いずれについて も「事業活動と直接の関連を持つこと」「事業の遂行上(通常)必要な費用であること」 を要件としている判決が多い。

すなわち、判決では直接性だけでなく、通常必要性(通常性)も要求している。

(3) 学説

また、学説ではどうだろうか。占部裕典教授は、「所得税法 37 条1項には、『その他当該収入を得るため直接に要した費用の額』という文言があるが、ここでの『直接』とは『事業活動と直接の関連を有し』とは異にし、売上高に直接対応する費用を必要経費に算入するというものであり、いわゆる『費用収益対応の原則』を明記したものであると一般的には解されている。いわゆる費用収益対応の原則(直接費用)と個別対応によるもの(間接費用)との相違を意識した文言であると解することができよう。」と述べている。すなわち、期間対応の費用にまで事業との直接性は求めていない

金子宏教授は、『通常性』に関して、「我が国の所得税法では、アメリカの内国歳入法典 162条のように「通常」の要件が規定されていないから、必要な経費であれば控除が認められると解さざるをえない。」と述べている。

判決では、「直接性」と「通常性」のどちらも要求しているのに対し、学説では「直接性」は限定的にのみ要求され、「通常性」は消極的ではあるものの、必要経費の条件には求められていないということになる。

Ⅳ. 家事費をめぐる判例

1. 判例研究

個人が支出する費用には、事業の遂行上発生する費用の他に、衣食住などの生活上発生する費用すなわち家事費が存在する。所得税法上、この家事費については必要経費に算入されない(所得税法 45)。また、事業遂行上の費用と生活上の費用とを併有する家事関連費については、一定の条件の下で必要経費の部分が区別できる場合のみ、その部分を必要経費に算入することを認めている(所得税法施行令 96)。このように、概念上は必要経費と家事費及び家事関連費は区分できるが、実務のうえでは困難が伴う場合が多い。以下では、必要経費と家事費について争われた判決、裁決について概観する。

(1) 旅費交通費

●浦和地裁 平成8年9月9日判決

ガス配管工を営む X が、妻の実家を訪問するついでに取引先に対する歳暮等を購入するために支出した高速道路料金について、家事関連費として必要経費に算入されないとされた事例

●東京地裁 昭和53年4月24日判決

金融業を営む X が貸付金を回収するために韓国に旅行し、工場、経営状態を視察した費用は通常かつ必要の程度を超えたものであり、家事費として必要経費に当たらないとされた事例

(2) 福利厚生費

●名古屋地裁 平成5年11月19日判決

従業員の慰安旅行のために支出した費用について、業務の遂行上必要なものであったかどうかは、事業主の主観的意図のみより決するものではなく、社会通念に従って、客観的に判断するべきであるとして必要経費に当たらないとされた事例

●国税不服審判所 平成9年12月10日裁決

医師である X が、事務長である母親の死亡に伴い支出した弔慰金及び香典について 家事関連費として必要経費に当たらないとされた事例

(3) 教育関連費

●東京地裁 昭和53年2月27日判決

民謡酒場を営む X が、その営業に従事する使用人や家族専従者に民謡を習わせるために支出した費用は事業遂行上直接に要した費用の額として必要経費として認められた事例

●国税不服審判所 昭和61年1月27日裁決

歯科医師 X が研修に参加した歯科技工士に支払った金員が、X の事業との直接性、 必要性や金額の社会通念からみて不相当でないとして必要経費として認められた事 例

(4) 諸会費

●国税不服審判所 昭和58年1月27日裁決

公認会計士である X がロータリークラブの例会等に参加するために支出した費用が、 業務の必要性に基づくものではないとして必要経費に算入することができないとさ れた事例

●国税不服審判所 平成13年3月30日裁決

歯科医師が、諸会費等(同窓会費、共済負担金、英会話研修費、旅費交通費、同窓 会主催旅行の参加費用等)として支出した費用は、家事費又は家事関連費であると 認められ、家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要な部分を明らか にすることができないとして必要経費に算入することができないとされた事例

(5)貸倒損失

●津地裁 平成18年4月27日判決

税理士が関与先法人に対する出資金について、その回収不能額が事業所得を得るため通常かつ必要なものと客観的に認められることができないため、その貸倒損失について必要経費に算入することができないとされた事例

●東京地裁 平成 18 年 3 月 16 日判決

税理士が顧客等に対して行った貸付等に係る損失金額が、税理士業務と直接関係を

持ち、かつ、業務の遂行上通常必要なものであるといえないことから必要経費に算 入することができないとされた事例

(6) 交際費

●名古屋高裁 平成20年9月29日判決

不動産業を営む X が、支出した交際費等について、不動産所得の事業活動と直接の 関連性を有し、事業の遂行上必要な費用であることを裏付ける証拠がないため、必 要経費算入することができないとされた事例

●大阪地裁 昭和60年12月20日判決

女子学生服の縫製加工業を営む X が売上先等に対し、領収書等の客観的資料がなく 支出された交際費(中元、歳暮、食事等の接待及び親睦旅行会のための費用)について、社会通念上相当とされる金額を超える金額については必要経費として算入することができないとされた事例

2. 小括

判例等をみると、必要経費の要件として「業務の遂行上直接必要な支出」であるかどうかが基準とされていると思われる。また、多くの判例等において、「通常」「客観性」「社会通念上」という文言が散見されるが、「通常」は前記 (Ⅲ2) のとおり、必要経費の要件とされるものではなく、必要性を判断する観点から有用であり、「客観性」「社会通念上」は、課税の公平性の観点から重要であると思われる。

さらに、判決等を勘定科目ごとに検証すると交際費や福利厚生費は、必要経費と認められにくい傾向があると思われる。

V. 所得税法上の必要経費と法人税法上の損金との比較検討

個人事業者であれ法人であれ、稼得活動における経済的実態が同一であれば、最終的に計算される「課税所得」は本来、同一になるべきであろう。

以下、現行の所得税法における事業所得の必要経費と法人税法上の損金に関する主な 規定を比較検討する。

1. 原則的規定の比較

所得税法における必要経費の原則規定である所得税法37条1項は、別段の定めがあるものを除き、①総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額、②その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額と規定している。

所得税法37条1項の規定は、ある支出が同条項の必要経費として総収入金額から控除されるためには、客観的に業務と関係を持ち、かつ業務の遂行上必要な支出であることを要し、その判断は当該事業の業務内容等個別具体的な諸事情に即して社会通念に従って実質的に行う必要があると解されており、その支出が同条項に規定する必要経費として総収入金額から控除されるか否かは、事業の遂行上必要か否かによって決定される。

他方、法人税法における損金の額とは、法人税法22条3項で、別段の定めがあるものを除き①当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、②当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額、③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものと規定している。

所得税法において、譲渡に係る損益については、事業所得と分離され、原則として譲渡所得として取り扱われる点は異なるものの、必要経費と損金の原則的規定については、 両者に大きな差異はないといえる。

2. 学説上の考え方の比較

所得税法においては、必要経費の範囲から家事費及び家事関連費を明確に区分する必要性を重視している。これは、個人事業者については事業活動の主体であると同時に消費活動の主体としての側面を有するため、その支出のうち所得の処分とみられる「家事費」を課税所得の計算上除外する必要があるとの考えに基づくものである。

また、法人は営利を目的とし、利益を追求することを本質とする組織体である。したがって、その行動は、経済合理性に基づくものであり無駄な経済行動はしないものとの考えから、支出のすべてが原則として損金であると考えられる。

法人の営利活動の結果生ずる課税所得を算出する上での法人税法上の「損金」の概念

は、昭和25 年の旧法人税基本通達において「損金とは、法令により別段の定めのある ものの外資本等取引以外において純資産減少の原因となるべき一切の事実をいう。」と 規定されていたことから、旧来から法人が行う経済活動から生じる費用及び損失を広く 捕らえているといえよう。

所得区分を有する所得税法と、包括的に所得を捕らえる法人税法とでは、「所得」の 捕らえ方が異なるものであるため、「必要経費」と「損金」の概念に差異があることは 当然であるものの、個人の事業所得については、法人の所得と本質的に差異はなく、そ の限りにおいては両者の課税所得の計算において、「必要経費」と「損金」は近似のも のといえよう。

3. 個別項目における比較

(1)給与等

所得税法においては、生計を一にする配偶者その他親族に対して支払った対価(給与、 地代家賃、利息等)は必要経費に算入されない(所得税法56)。ただし、事業専従者に 対する給与について青色申告者に対する必要経費算入の特例を設けるとともに、白色申 告者については専従者控除が認められている(所得税法57)。

法人税法においては、従業員給与は原則損金算入であり、役員給与等についても一定要件を満たす給与につき損金に算入される(法人税法34)。ただし、一定の範囲(同業・同規模他社比較等を勘案)を超えるものは損金とならない。また、特定の個人が負担すべき経済的利益に関しては、給与の代替課税として交際費が課税されることにより、租税回避が防止されており、所得税における家事費及び家事関連費と同様の役割を果たしているといえる。

(2) 退職金

所得税法においては、事業主に対する退職金は必要経費に算入されない。 法人税法においては、不相当に高額と認められる金額を除き損金に算入される。

(3)交際費

所得税法においては、いずれの支出についても必要経費算入に関する原則的取扱い以外に特段の規定はない。すなわち、所得を生ずべき業務について生じた費用か否かによって必要経費の適否を判断することとなる。

他方、法人税法においては原則損金不算入となる。ただし資本金が1億円以下である一定の法人については「定額控除限度額」に達するまでの一定の金額について損金算入が認められている。平成26年3月決算法人から800万円まで全額損金となる(措法61の4)。

また、平成26年度税制改正大綱においては、飲食のための支出(社内交際費を除く)の50%を損金算入することを認める制度の導入が明記されており、資本金1億円超の法人であっても飲食代の半分は損金となる。

所得税法においては、支出した交際費の性質に関する判断をそれぞれに要求しているが(質的判断を重視)、法人税法においては支出した交際費の性質・事業関連性はもちるんのこと、金額基準(量的判断)を重視しているとも考えられる。

上記のように判断すると、ゴルフプレー代及びゴルフ場の年会費は、事業関連性を説明し難いため家事費と判断される可能性が高く、所得税法においては必要経費に算入されにくい支出であるといえる(参照『平13. 6. 20高裁(所)平12-54』)。

しかし、法人税法においては、交際費処理しておけばその損金性を否認される可能性 は低い(頻度が非常に多い場合を除く)。

また、ロータリークラブ等の会費については、所得税法においては事業遂行上必要な 経費ではない(ロータリークラブ等の活動は社会奉仕活動である)ため必要経費となら ないが、法人税法においては事業関連性を厳密に判断することもなく、交際費に該当し 一部は損金となる。

(4)減価償却

所得税法においては、強制償却され、法人税法においては、任意償却できる。

以上、所得税法における必要経費の範囲のほうが、法人税法における損金の範囲より 狭くなっていることが確認できた。したがって、稼得活動における経済的実態が同一で あったとしても、個人事業者の課税所得ほうが多額になるケースが考えられよう。

第2部 判例研究

弁護士会等の役員等として負担した支出と事業所得における必要経費該当性が争われていた事件である、高裁判決と地裁判決は、弁護士や我々税理士といった士業の者の必要経費に関わる判決というのみならず、個人事業者の同業者組合等の活動における費用が必要経費に該当するかといった問題を含んでいる。非常に大きな影響がある問題と思われるため、各判決の判断の過程ないし各支出を個別具体的に検討する。

I. 事案の概要

1. 事実

本件は、弁護士業を営み、仙台弁護士会会長や日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)副会長等の役員を務めた原告(以下「納税者 X」という。)が、これらの役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、また、消費税及び地方消費税の額の計算上課税仕入れに該当するとして、所得税及び消費税等の確定申告をしたところ、処分行政庁である仙台中税務署長(以下「課税庁 Y」という。)が、これらの費用については、所得税法 3 7 条 1 項に規定する必要経費に算入することはできず、また、消費税法 2 条 1 項 12 号に規定する課税仕入れには該当しないなどとして、所得税及び消費税等の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、納税者 X が、これらの支出の大部分が事業所得の金額の計算上必要経費に当たり、また、消費税等の額の計算上課税仕入れにも該当すると主張して、上記各処分の一部の取消しを求めた事案である。

2. 争点

本件の主要な争点は、①本件各支出を所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することができるか否か、②本件各消費税関係支出が消費税法2条1項12号の課税仕入れに該当するか否か、の2点とされるが、本稿では①の必要経費の該当性の問題に絞り検討することにする。

Ⅱ. 当事者の主張の概要

1. 課税庁 Y の主張

(1) 弁護士会等の役員等としての活動費

弁護士会等での納税者 X の活動は役員等としての活動であり、会運営を納税者 X 個人の事業所得を得るための収益事業活動と同一視することはできない。

(a) 役員立候補費用

役員選挙は、会運営に必要なものであるとしても、納税者 X の意思に基づいて立候補 したものであり、客観的にみて、納税者 X の事業遂行上、通常必要な費用とは認められ ない。

(b) 新年会費用

同期の新年会費用であり、家事上の経費と認められることから、納税者 X の事業遂行上、 通常必要な費用とは認められない。

(c) 弁護士会等の役員等として支出した接待交際費

納税者 X の支出した懇親会費は、会員相互の意思疎通を図る等情報収集などに必要であるとしても、あくまで弁護士会等の運営を円滑に行なうためのものであり、弁護士会等の役員等として活動した際の支出と認められ、客観的にみて、納税者 X の事業遂行上、通常必要な費用とは認められない。

(2) 記念品の作成費用及び挨拶状の送付にかかる費用

記念品及び挨拶状は、それぞれ、納税者 X が役員に就任したことの記念品及び役員を 退任した際の挨拶のために発注したものであり、納税者 X の事業遂行上、通常必要な費 用とは認められない。

(3) 弁政連関連の支出

弁政連は、弁護士会等の目的達成のため必要な政治活動を行なうことを目的とする政治資金規正法上の届出団体であり、その活動は政党及び公職の候補者に対する政治的後援活動を行なうことを目的としていると認められることから、政連の会費は、総収入金額を得る弁政連の会費は、総収入金額を得るため直接要した費用に当たらず、また、業務について生じた費用にも当たらないので、必要経費とは認められない。

2. 納税者 X の主張

(1) 弁護士会等の役員等としての活動費

弁護士は、弁護士会等に所属することが義務付けられて会務を行なうこととされているため、納税者X個人の弁護士活動と弁護士会等の活動は、経済実態としてみればすべてが一体不可分のもので、いずれも弁護士法の直接の義務もしくは理念を体現するものであって、弁護士報酬を得るために直接要する活動である。

(a) 弁護士会役員立候補費用

日弁連役員への立候補活動は、日弁連の活動の一環であって、納税者 X の弁護士としての活動、すなわち、事業収益活動の一部であることから、納税者 X の必要経費に当たる。

(b) 新年会費用

同期弁護士に対し、役員に立候補することになった旨の挨拶をした際の支出であり、 役員になった場合において会の運営を円滑にするためのものである。

(c) 弁護士会等の役員等として支出した接待交際費

納税者 X が弁護士会等の役員等として支出した懇親会費等は、会運営を円滑に行なうために必要不可欠なものであり、納税者 X の主観的判断で支出したものではない。また、弁護士会等の役員等としてほかの会員と交流することは、会員である弁護士から納税者 X への依頼案件の紹介につながっている。

(2) 記念品の作成費用及び挨拶状の送付にかかる費用

役員就任の際の記念品であるペーパーウェイトは、納税者 X の社会的信用を高め、顧問先及び依頼人等との関係深化を図ることを目的として、顧問先及び依頼人等へ配付したものであり、事業活動の一環である。また、役員退任の挨拶状は、今後は納税者 X 自身が案件処理できるようになったことを知らしめ、依頼を誘因するために、顧問先及び依頼人等へ送付したもので、通常必要な販売促進の費用である。

(3) 弁政連関連の支出

弁政連の主な活動は、①国選弁護報酬の増額、②民事法律扶助予算の額、③法律制度 の改善等の要求であり、これらの活動はいずれも弁護士の事業所得の増額のためのもの であり、単に政党及び公職の候補者を後援することが目的ではなく、弁護士会等の主張 を実現することにある。 したがって、弁政連の活動は、弁護士会等の活動と同様、納税者 X 個人の弁護士活動と経済実態としてみればすべて一体であり、弁護士の職務活動そのものであるから、弁政連の会費は、納税者 X の必要経費である。

Ⅲ. 地裁判決要旨

地裁判決は、基本的に課税庁Yの主張に沿った判断で、納税者Xの主張は、ほとんど認めなかった。その要旨は、次のとおりである。

1. 地裁判決における直接関連性の有無についての検討

これについて地裁判決は、「事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。そして、その判断は、単に事業主の主観的判断によるのではなく、当該事業の業務内容等個別具体的な諸事情に即して社会通念に従って客観的に行われるべきである(下線は筆者による)」と判示した。

2. 地裁判決における本件各支出の検討

地裁判決は、前記(Ⅲ1)のような基本的な考え方に基づいて、以下のように本件各 支出の検討を行っている。

(1) 弁護士会等の役員

弁護士は弁護士会に入会し、日弁連の弁護士名簿に登録されなければならず、当然入会した弁護士会及び日弁連の会員となるが、弁護士会等の役員となることは、弁護士法等によって弁護士に義務付けられているものではないと認められる。

(2) 弁護士会等の役員としての活動と弁護士業務との関連性

弁護士は、当事者等の依頼又は官公署の委託によって、訴訟事件、非訟事件等の法律 事務を行うことを職務とし、法律事務を行う対価として報酬を得ることで事業所得を得 ているのであるから、弁護士が弁護士の地位に基づいて行う活動のうち、所得税法上の 「事業」に該当する活動とは、事業主である弁護士がその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動をいうことになる。

弁護士会及び日弁連の目的は、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことにあり、これらの目的の下に行われる活動等から生ずる成果は、当該活動を行った弁護士個人に帰属するものではなく、弁護士会や日弁連ひいては弁護士等全体に帰属するものと解される。また、弁護士会等は、会費を徴収するなどして活動に必要な支出に充てていること等が認められ、弁護士会等の役員としての活動に必要な資金や人的物的資源は、基本的には弁護士会等によって調達されるものであるということができる。

以上のような事情の下で納税者 X が弁護士会等の役員として行う活動を社会通念に 照らして客観的にみれば、その活動は、納税者 X が弁護士として対価である報酬を得て 法律事務を行う経済活動に該当するものではなく、社会通念上、弁護士の所得税法上の 「事業」に該当するものではないというべきである。

(3) 役員活動にかかる費用

仮に納税者 X が弁護士会等の役員等として活動した結果、多くの弁護士と接し信頼関係を築くことができ、そのことによりほかの弁護士より紹介案件が得られる等、納税者 X の弁護士業務に利益が生じることから、弁護士会等の役員等としての活動費が業務と 関連を有する家事関連費に該当するとしても、納税者 X の弁護士業務の遂行上直接必要である部分を明らかにすることができないと認められるから、これらの費用の額を必要 経費に算入することはできない。

(4) 記念品及び挨拶状にかかる費用

記念品及び挨拶状は、納税者 X の顧問先及び依頼人等に配付及び送付されたものであり、同封した文書には、役員就任により、弁護士としての法的サービスがおろそかになっていることを詫びる旨、また、挨拶状には、役員を退任し、本来職務に専念し始めている旨の記載があることから、本来の職務にかかる状況等の周知を含め、納税者 X の弁護士業務の広告宣伝を目的とするものであると認められる。そうすると、記念品及び挨拶状が、弁護士会等の役員の就退任に際して作成されたものであるとしても、これらの費用は、弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められることから、必要経費の額に算入するのが相当である。

(5) 弁政連にかかる費用の業務関連性

弁政連は、日弁連からは独立した団体で、政治資金規正法に基づき弁護士活動に理解のある公職の候補者に対し、政治的後援活動を行なうことを目的とする政治団体である。したがって、弁政連会費は、政党または公職の候補者の後援のためのものと認められるから、納税者Xの弁政連関連の支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であるとは認められず、仮にその支出が業務と関連を有する家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要である部分を明らかにすることができないと認められるから、これを必要経費に算入することはできない。

IV. 高裁判決要旨

納税者 X は、地裁判決を不服として東京高等裁判所に控訴したところ、同裁判所は、 上記地裁判決の一部を変更し、地裁判決が必要経費として認めなかったものの一部を必 要経費として認める一部逆転判決を言い渡した。その要旨は、次のとおりである。

1. 高裁判決における直接関連性の有無についての検討

これについて高裁判決は、「事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が、事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である(下線は筆者による)」と判示した。

この下線部分について地裁判決は、「所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ、当該業務の遂行上必要である」となっていたのが改められたものである。すなわち「事業と直接関係」があるという要件は明確に否定されたのである。その理由について、高裁判決は、次のようにいう。

「これに対し、課税庁 Y は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接 関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張 する。しかし、所得税法施行令 96 条 1 号が家事関連費のうち必要経費に算入すること ができるものについて、経費の主たる部分が『事業所得を…生ずべき業務の遂行上必要』 であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、 その業務と関連するものであるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、 事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、『直接』とい う文言の意味も必ずしも明らかでないことからすれば、課税庁 Y の上記主張は採用する ことができない。」

2. 高裁判決における本件各支出の検討

高裁判決は、前記(W1)のような基本的な考え方に基づいて、以下のように本件各支出の検討を行っている。

本件各支出は、納税者 X が仙台弁護士会の次期会長予定者若しくは会長若しくは常議員会の常識員又は東北弁速の理事又は日弁連の次期副会長予定者若しくは副会長・理事若しくは業務改革委員会の副委員長又は弁護士として行った活動に要した支出である。ここで、弁護士会とは、弁護士及び弁護士法人(以下「弁護士等」という。)を会員とし、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する業務を行うことを目的とする法人(弁護士法31、36、36の2)、日弁連は、弁護士会等及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人である(同法45、47)。また、東北弁連は、仙台高等裁判所の管轄区域内の弁護士会が、共同して特定の事項を行うため、日弁連の承認を受けて設けた法人格なき社団であり(同法44条参照)仙台高等裁判所の管轄区域内の弁護士会の連絡及びこれらの弁護士会所属会員相互間の協調、共済並びに懇親に関する事項のほか、弁護士等の品位保持及び業務改善に関する事項を行うこと等を目的としている。

そうすると、弁護士会等と個々の弁護士は異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした行為の効果は、弁護士会等に帰属するものであるから、納税者 X が弁護士会等の役員等として行う活動は、弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、納税者 X の「事業所得を生ずべき業務」に該当すると認めることはできない。

もっとも、納税者 X の弁護士会等の役員等としての活動が納税者 X の「事業所得を生ずべき業務」に該当しないからといって、その活動に要した費用が納税者 X の弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない。なぜなら、

納税者 X が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、これが、先に判示したように、納税者 X が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するということができるからである。

そこで検討するに、先に判示したとおり、弁護士会及び日弁連は、弁護士等及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とするものであり、東北弁連は、仙台高等裁判所の管轄区域内の弁護士会の連絡及びこれらの弁護士会所厲会員相互間の協調、共済並びに懇親に関する事項等を行うことを目的とするものである。そして、弁護士会等は、弁護士法に定められている弁護士の資格審査又は懲戒についての事務を行うほか、本件訴訟に提出された証拠から認められるだけでも、平成16年度から平成17年度にかけて国選弁護士報酬や民事法律扶助制度への補助金の増額に関する国会議員等への働きかけ、弁護士倫理の遵守を目的とした弁護士職務基本規程の制定、弁護士新人研修制度の充実のための資料作成、弁護士補助職認定制度の創設に向けた準備等の活動を行っており、これらが弁護士の使命の実現並びに我が国の社会秩序の維持及び法律制度の改善(弁護士法1参照)のためであることはいうまでもない。

また、弁護士となるには日弁連に備えた弁護士名簿に登録されなければならず(同法8)、弁護士名簿に登録された者は、当然入会しようとする弁護士会の会員となり(同法36①)、弁護士は、当然、日弁連の会員となる(同法47)とされているとおり、弁護士については、弁護士会及び日弁連へのいわゆる強制入会制度が採られている。そのため、弁護士が、弁護士としての事業所得を生ずべき業務を行うためには、弁護士会及び日弁連の会員でなければならない上、弁護士会等の役員等は、その団体の性質上、会員である弁護士の中から選任するのが一般的であり、少なくとも、仙台弁護士会、東北弁連及び日弁連の役員並びに仙台弁護士会常議員会の常議員は、会則等において、その会員である弁護士の中から専任することとされている。要するに、上記のような弁護士会等の活動は、すべてその役員等に選任された弁護士が現実に活動することにより成り立っているものである(弁護士法24、弁護士職務基本規程)。

そして、弁護士会等は、独自に資産を有し、会員や所属の弁護士会から会費を徴収すること等により、その活動に要する費用を支出しているものの、そのすべてを弁護士会等が支出するものではなく、弁護士会等が支出しない分は、弁護士会等の役員等に選任

された個々の弁護士が自ら支出しているのが実情である。

以上によれば、弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるということができるから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということができるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である。

前記の観点から、本件各支出に応じて個別に検討する。

(1) 弁護士会等の役員等として出席した懇親会費等の費用

先に判示した弁護士会等の目的やその活動の内容からすれば、弁護士会の役員等が、 ①所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、②弁護士 会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催される懇親会等に出席する場合であ って、その費用の額が過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務 の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

また、弁護士会等の役員等が、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等、④弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催される懇親会等に出席することは、それらの会議体や弁護士会等の執行部の円滑な運営に資するものであるから、これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

(2) 立候補した際の活動に要した費用

弁護士会等の活動が、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係しているものであり、仙台弁護士会及び日弁連の役員は、会則において、その会員である弁護士の中から選任することとされていることは、前述したとおりである。確かに、課税庁Yが主張するように、弁護士会等の役員になることが弁護士法によって個々の弁護士に義務付けられているとは認められないものの、いずれかの弁護士が弁護士会等の役員に

選任されない限り、弁護士会等が機能しないことは明らかである。もっとも、弁護士が 弁護士会等の役員に立候補した後、役員に選任されるため、投票権を有する者に対して 自らへの投票を呼び掛ける活動は、自らの弁護士会等の運営に関する意見を実現するた めに行われるというべきであり、弁護士会等の活動と同視することができないのはもち ろんのこと、弁護士として行う事業所得を任ずべき業務と密接に関連しているとも認め ることはできない。

以上を総合考慮すると、弁護士が弁護士会等の役員に立候補した際の活動に要した費用のうち、立候補するために不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、これに該当しないと解するのが相当である。

そこで、各支出を見るに、日弁連副会長に立候補するために、日弁連副会長候補者選挙規程に基づく費用の支出は、立候補するために不可欠な費用であると認めることができるので、納税者 X の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の各支出は、納税者 X が仙台弁護士会会長又は日弁連副会長に立候補するために不可欠な費用であると認めることはできないから、納税者 X の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出には該当しない。

(3) その他の費用

日弁連副会長の活動の補助者である日弁連事務次長の父親の逝去に伴う香典については、日弁連を代表して納税者 X が支出したというようなものではないことは明らかであり、納税者 X その日弁連事務次長とは、日弁連執行部メンバーとしての交流しかなかったことを考慮しても、社会通念上、日弁連副会長の業務の遂行上必要な支出であったとまではいえない。

したがって、納税者 X の事業所得の一般対応の必要経費に該当すると認めることはできない。

仙合弁護士会の平成 16 年度執行部会メンバーが、納税者 X が日弁連副会長として活動していることを激励する趣旨で開催した二次会の費用を負担したものについては、その趣旨からいって、弁護士会等の役員等として支出したものではない上、個人的な知己との交際や旧交を温めるといった側面を含むといわざるを得ず、仮に弁護士としての業務の遂行上必要な部分が含まれていたとしても、その部分を明らかに区分することがで

きると認めるに足りる証拠はない。

したがって、納税者 X の事業所得の一般対応の必要経費に該当すると認めることはできない。

仙台弁護士事務員会の活動費としてされた寄附は、その趣旨からいって、弁護士会等の役員等として支出したものではない上、個人的な知己との交際といった側面を含むものといわざるを得ず、仮に弁護士としての業務の遂行上必要な部分が含まれていたとしても、その部分を明らかに区分することができると認めるに足りる証拠はない。

したがって、納税者 X の事業所得の一般対応の必要経費に該当すると認めることはできない。

以下、表にまとめてみたい。

経費区分		具体的な支出内容	経費 性	参考番号	判断 根拠
(1)	仙	次期執行部新年会費	X	16-1	TRIXE
田弁護士会等の役員等として出席した懇親会費等の費用	当台弁護士会	次期執行部準備会費とその後の懇親会費	×	16-3	
		定期総会後の次期執行部メンバーとの懇親会費	X	16-4	
		庶務委員会初顔合わせ後の懇親会	0	16-5	4
		庶務委員会初顔合わせ後の二次会費	×	16-6	
		新旧執行部引継会後の懇親会	0	16-7	3
		常議員会後の懇親会	0	16-8	3
		次期執行部準備会のための打合せ費用	×	16-10	
		常議員会後の懇親会	0	16-12	3
		弁護士会職員との懇親会費	0	16-13	4
		会長就任パーティーの慰労会費用	×	16-14	
		東北弁連定期総会後の懇親会費	0	16-15	1
		執行部会後の懇親会	X	16-16	
		執行部会後の懇親会	×	16-17	
		マスコミ記者との懇親会費	0	16-18	2
		執行部会(方針策定会議)後の懇親会	X	16-19	
		執行部会後の懇親会	×	16-20	
		東北弁連刑事弁護経験交流会後懇親会	0	16-21	1
		執行部会後の懇親会	×	16-22	

	執行部会後の懇親会	×	16-23	
	仙台弁護士会支部会員との懇談会費	0	16-24	1
	庶務委員会暑気払い参加費、二次会費	0	16-25	4
	札幌弁護士会と意見交換後の懇親会費、二次会費	0	16-26	2
	執行部会後の懇親会	X	16-27	
	弁護士会職員との懇親会費	\circ	16-28	4
	仙台弁護士協同組合との協議会後の懇親会費	\circ	16-29	2
	六県会長会議の会費	0	16-30	2
	執行部会後の懇親会	×	16-31	
	マスコミ記者との懇親会費	0	16-32	2
	マスコミ記者との懇親会費、二次会費	×	16-33	
	執行部会後の懇親会	×	16-34	
	仙台弁護士会の執行部会後の忘年会費、二次会費	×	16-36	
	控訴審運営協議会後の懇親会費	0	17-1	2
	最終常議員会後の懇親会費、二次会費	0	17-2	3
	現・次期執行部引継会後の懇親会費、二次会費	0	17-3	3
	庶務委員会打ち上げ費	0	17-4	4
	仙台弁護士会執行部打ち上げ費用	X	17-7	
東	東北弁連理事会後の懇親会費	0	16-9	3
東 北 神	東北弁連理事会後の懇親会費	0	16-11	3
連	東北弁連理事会後の懇親会費	0	17-6	3
	東北弁連理事会後の懇親会費	\circ	17-8	2
Ħ	日弁連業革委員会後の懇親会費	\circ	16-2	1
弁連	日弁連理事会の忘年会	\circ	16-35	3
	日弁連正副会長会議傍聴後の懇談会費	\circ	17-5	3
	正副会長会議後の懇談会費	\circ	17-10	3
	東北弁連定期弁護士大会前夜懇親会費	0	17-11	1
	日弁連の理事会後の懇親会費	\circ	17-12	1
	北海道弁連大会の前夜懇親会の二次会費	×	17-14	
	○○事務次長退職の慰労会費	0	17-15	4
	中部弁連大会の前夜懇親会費	0	17-16	1
	北海道弁連大会の前夜懇親会費	\circ	17-17	1
	関東弁連大会の前夜懇親会費	0	17-18	1
	業務改革シンポジウムの前夜懇親会費	\circ	17-19	1
	業務改革シンポジウムの懇親会の二次会費	X	17-20	

	中国弁連大会の前夜懇親会費	0	17-21	1)
	日弁連職員慰労会費	0	17-23	4
	日弁連公設事務所の開設披露パーティー会費	0	17-24	1
	九州弁連前夜懇親会会費、二次会費	0	17-25	1
	日弁連業革委員会忘年会費	0	17-26	3
	日弁連理事会の忘年会費、二次会費	0	17-27	3
	日弁連正副会長の忘年会費	0	17-28	3
(2)立候補し	同期(30期)新年会	X	16-37	
た際の活動	日弁連副会長立候補活動費用	×	17-29	
に要した費	日弁連副会長立候補の写真撮影料	×	17-30	
用	日弁連副会長候補者選挙規定に基づく納付金	0	17-31	
(3)その他の	日弁連事務次長への香典	×	17-9	
費用	旧執行部会二次会費カンパ	×	17-13	
	仙台弁護士会事務委員会に対する寄付金	×	17-22	

おわりに

所得税の実務において、我々税理士を悩ませる問題のひとつが、この必要経費であることは間違いないであろう。

第1部では、必要経費の具体的な範囲を検討した。法律上、必要経費という用語の直接的な定義はなく、必要経費に算入すべき金額は云々という文言(所法 37)があるに過ぎない。昭和 40 年度税制改正により例示方式から包括方式に転換した結果であろうが、少々、抽象的とはいえないだろうか。法人税の所得計算とのバランスから出来上がった規定であるが、所得計算上、個人と法人には大きな相違があり、その部分まで法律によって詰め切れたといえるであろうか。

第2部では、判例研究として、弁護士が弁護士会等の役員等としての活動に伴い支出 した懇親会費等が、弁護士の事業所得の計算上、必要経費に算入することができるか否 かを主な争点とする事件を検討した。

課税庁は、控訴審の判決内容を不服として上告しており、最高裁が上告を受理するか否か、その判断に注目が集まっているところであったが、この度、上告不受理を決定した。この決定は、高裁判決を確定させるとともに、必要経費の該当性を判断する際、負担した支出は「業務遂行上必要か」という基準を示したことにもなろう。

今回の判決は、同じ士業である我々税理士にとっても非常に意義があり、また日常業務にも大きな影響を与えるものである。本稿が、今後の税理士業務を行う上での判断の一助となれば幸いである。

【参考文献】

占部裕典「経費支出の『直接性』、『必要性』をめぐる税務の基本的スタンス」 『税理』48 巻 7 号 (2005 年)

金子友裕「弁護士会の役員等として負担した支出と事業所得における必要経費の関係」 『税務事例』45 巻 2 号(2013 年)

金子宏『租税法第十七版』弘文堂(2012年)

神川和久「法人税法上の損金と所得税法上の必要経費の範囲とその異同及び問題点」 税務大学校論叢 58 号 (2008 年)

佐藤孝一「弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出は弁護士業務に係る 必要経費に当たるとした事例」『税務事例』45 巻 2 号 (2013 年)

品川芳宣「弁護士会役員が会活動に係る懇親会費等の必要経費性」

『TKC税情』2月号 (2013年)

長島弘「弁護士会役員による支出と弁護士業務の必要経費」

『税務事例』44巻9号(2012年)

橋本守次「弁護士会役員の業務に係る交際費等の必要経費の該当性」

『税務事例』44巻12号(2012年)

増田秀敏「弁護士会役員の会務活動費の必要経費該当性」

『TKC税情』4月号(2013年)

増田秀敏「弁護士会役員の交際費等の必要経費該当性」『TKC税情』4月号(2012年) 松山修「所得税法第37条に規定する直接性に関する一考察」

税務大学校論叢 74 号 (2013 年)